

昭和六十一年三月

史料館所蔵史料目録 第四十三集

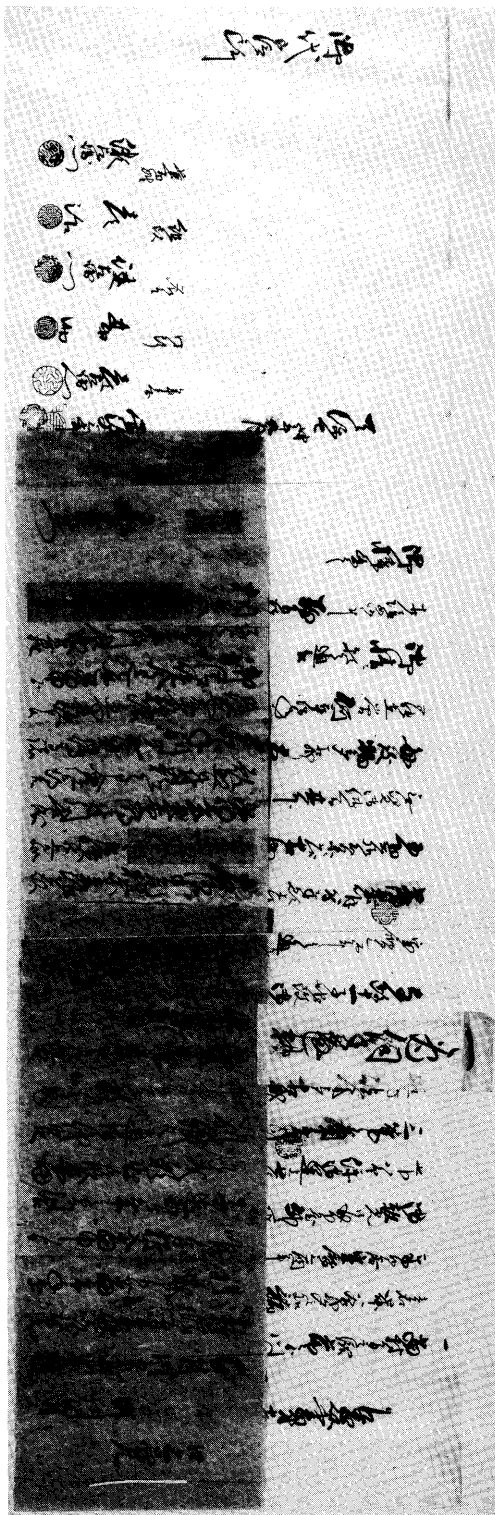
信濃国松代真田家文書目録（その四）

史料館

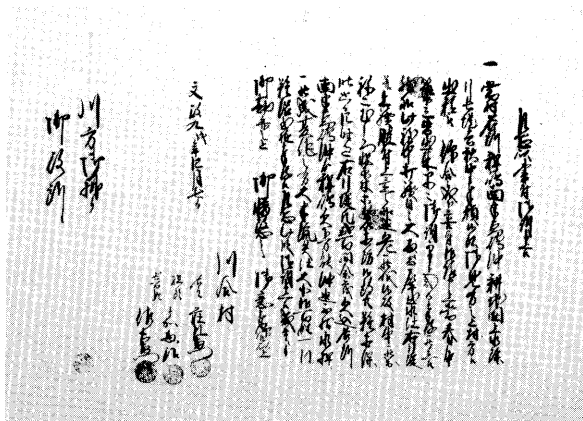
史料館所蔵史料目録 第四十三集

信濃国松代真田家文書目録（その四）

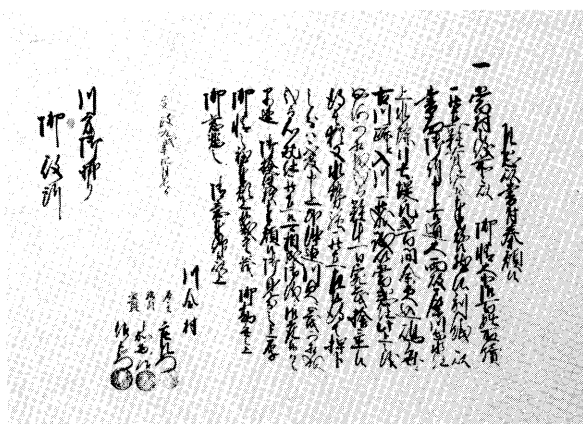




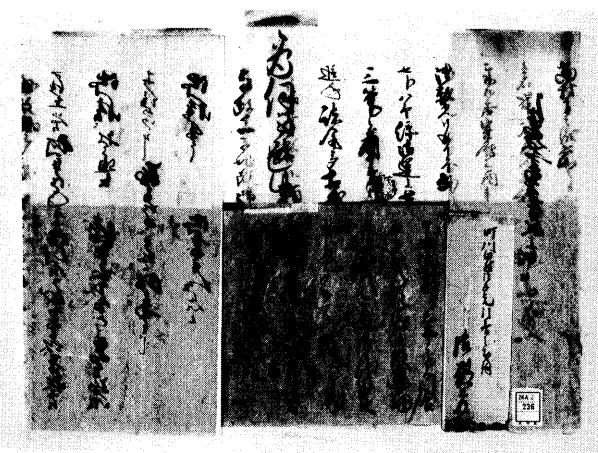
6. 綴込伺書 (町川田村手充引居出願一件綴込伺書)〔諸役運上・く 236〕



4. 御訴書 (川合村三役人御訴書)〔堤川除普請・く 1604〕



5. 願書 (川合村三役人願書)〔堤川除普請・く 1605〕



7. 綴込伺書の端裏

## 凡 例

- 一 本目録は『史料館所蔵史料目録』第四十三集信濃国松代真田家文書目録(その四)として、同文書の書付型史料の一部を収めた。
- 一 史料はその性格等に応じ、大・中・小の項目を立てて分類配列した。分類の基準については後掲の解題を参照されたい。大項目は一二ポイント活字、中項目は一〇ポイント活字、小項目は九ポイント・ゴチック活字で示した。また必要に応じ〇印で細項目を示した。
- 一 史料目録の記載欄はほぼ、(一)表題 (二)作成者または差出人 (三)宛名 (四)作成年月日 (五)形態及び包紙類 (六)数量 (七)整理番号の順である。
- 一 表題(史料名称)は原表題の無いものが多いため仮に命名して掲げたが、(一)を付すことは省略した。本目録において(一)を付したものは当該表題に疑問を残したものである。また内容摘記は(一)内に八ポイント活字をもって併記した。なお史料名称については後掲の解題を参照されたい。
- 一 作成者または差出人および宛名のうち複数のものの一部などは適宜省略したものもある。なお役職名は必要に応じて付した。
- 一 作成年次は年月日・干支を採った。また推定年代は(一)を付した。
- 一 史料の形態は、薄冊類では半(半紙判)、美(美濃判)、美大(美濃大判)、半半(半紙半截判)、美半(美濃半截判)、横長判(半紙横長判)、横長美(美濃横長判)、横長美大(美濃大横長判)、横半半(半紙半截横長判)、横美半(美濃半截横長判)、などによって原書の大さきの大概を示すにとどめた。また一紙書付類は概は通をもって数量を示し、紙形の大小寸法は省略した。
- 一 数量の上部に示した仮は仮綴本を示した。
- 一 最下欄の、く・の記号および数字は、各史料の整理番号を示す。照合・閲覧・引用の場合に利用されたい。

# 目次

|                   |    |
|-------------------|----|
| 口 絵               |    |
| 凡 例               |    |
| 信濃国松代真田家文書目録（その四） | 一  |
| 目 次               | 三  |
| 目 録               | 五  |
| 解 題               | 二五 |
| 真田家文書の伝来と特色       | 二五 |
| 史料の表題について         | 三〇 |
| 史料の配列と概要          | 四六 |